

労働行政関係助成金のご案内

令和3年8月現在



福島労働局

目次

1. 新型コロナウイルス感染症対応	3
2. 雇用維持・再就職支援	
雇用調整助成金	4
産業雇用安定助成金	4
労働移動支援助成金	5
3. 中途採用・起業	
中途採用等支援助成金	7
4. 新たな雇用	
特定求職者雇用開発助成金	8
地域雇用開発助成金	9
トライアル雇用助成金	10
5. 職業能力向上	
人材開発支援助成金	11
6. 仕事と家庭の両立支援	
両立支援等助成金	14
新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置による休暇制度導入助成金.....	14

7. 障害者支援	
職場適応援助者助成金	17
障害者作業施設設置等助成金	17
障害者福祉施設設置等助成金	17
障害者介助等助成金	18
重度障害者等通勤対策助成金	18
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	18

8. 処遇・職場環境改善	
人材確保等支援助成金	19
通年雇用助成金	21
65歳超雇用推進助成金	21
高年齢労働者処遇改善促進助成金	22
キャリアアップ助成金.....	22
業務改善助成金	25
働き方改革推進支援助成金	25
受動喫煙防止対策助成金.....	27
産業保険関係助成金.....	27
既存不適合機械等更新支援補助金.....	27
エイジフレンドリー補助金.....	27
有害物ばく露防止対策補助金.....	27

9. お問い合わせ先一覧	28
---------------------------	----

新型コロナウイルス感染症対応助成金等一覧(令和3年8月1日時点)

1 雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成。

2 両立支援等助成金(育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業等をした小学校等に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給(賃金額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に助成。

3 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指示により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を休暇を5日以上取得させた事業主に助成。

4 両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指示により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)が取得できる有給の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を社内に周知し、休暇を20日以上取得させた事業主に助成。

5 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」)

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有給の休暇制度を設け、家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主に助成。

●上記助成金等の詳細は右記QRコードをバーコードリーダーで読み取ってください。

●読み取り先

福島労働局「新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ」

https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/newpage_00296.html

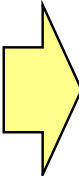


労働行政助成金一覧

＜生産性要件について(表中の「※」)＞ 支給額＜内は、生産性要件を満たした場合の支給額または助成率
 事業所における生産性向上の取組みを支援するため、1および2を満たしている場合に、助成金の割増等を行います。

- 1 助成金の申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、以下のいずれかに該当すること。
 - (1) その3年度前に比べて6%以上伸びていること。
 - (2) その3年度前に比べて1%以上(6%未満)伸びていること。(※)
 (※) その場合、金融機関からの一定の「事業性評価」を得ていること。
- 2 算定対象期間について、雇用する雇用保険被保険者を事業主都合によって解雇等をしていないこと。

【活用時】	【助成金名】	【助成の対象となる措置(抜粋)】	【助成の概要(抜粋)】	【所管】
労働者の 雇用維持 を図る	雇用調整助成金	休業や教育訓練、出向を通じて労働者の雇用を維持する。 * 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置あり	休業手当支給額の1/2～2/3 教育訓練の場合の加算 1人1日1,200円 * 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の内容については担当までお問い合わせください	雇用調整 助成金等 事務セン ター(以 下、事務 センター)
	産業雇用安定助成金	新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合(※1)に、雇用の維持を図るため、在籍型出向(※2)によって、労働者の雇用維持を図る。 (※1) 売上高または生産量などを示す指標の最近1か月間の値が、前年同期に比べ5%以上減少している等 (※2) 1か月以上2年以内の出向に限る(助成対象期間は12か月)	【出向運営経費】 ・出向元及び出向先事業主に対して、出向労働者の出向期間中に要する賃金及び諸経費の一部を助成。 〈出向元事業主が解雇等を行っていない場合〉 助成率: 助成対象経費の3/4～9/10 〈出向元事業主が解雇等を行っている場合〉 助成率: 助成対象経費の2/3～4/5 助成額: 1人1日当たり出向元・先の計12,000円を上限) 【出向初期経費】 出向に要する初期経費として1人当たり10万円(出向元及び出向先事業主が一定の要件を満たす場合、15万円)	職業 対策課

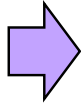
<p>離職する労働者の再就職支援を行う</p>		<p>労働移動支援助成金</p>	<p>I 再就職支援コース</p>	<p>事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を民間職業紹介事業者に委託等して行う(再就職が実現した場合に限る)</p>	<p>【再就職支援】 ①～③の合計額(1人あたり上限60万円) ①再就職支援(委託費-訓練・グループワーク加算)×1/2～1/4 ②訓練加算(委託費用×2/3(上限30万円)) ③グループワーク加算(3回以上実施で1万円) 【休暇付与支援】 求職活動のための休暇を付与した場合 日額5,000円～8,000円(上限180日) 離職後1か月月以内に再就職を実現した場合加算あり 【職業訓練実施支援】 教育訓練施設等に直接委託した場合 訓練実施費用×2/3(上限30万円)</p>	<p>職業対策課</p>
-------------------------	---	------------------	-------------------	---	---	--------------

<p>離職する 労働者の 再就職支 援を行う</p>	<p>労働移動 支援助成 金</p>	<p>※ Ⅱ 早期雇入れ支援コース</p>	<p>事業規模縮小等により離職を余儀なくされた 労働者を離職日の翌日から3か月以内に雇い 入れる</p>	<p>【早期雇入れ支援】 <通常助成>1人あたり30万円 <優遇助成>(**1)1人あたり40万円 <優遇助成(賃金上昇区分)> 1人あたり60万円 (雇入れから6ヵ月経過後に40万円、さらに 6ヵ月経過後に20万円) <優遇助成(新型コロナウイルス感染症対応)> 1人あたり(雇入れから6ヵ月経過後に 80万円。賃金上昇区分に該当する場合、 さらに6ヵ月経過後に20万円)</p>	<p>職業 対策課</p>
				<p>【人材育成支援(**2)】 <通常助成> OJT 訓練実施助成:1時間あたり800円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり900円 ②訓練経費助成:(上限30万) <優遇助成>(**2) OJT 訓練実施助成:1時間あたり900円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり1,000円 ②訓練経費助成:(上限40万) <優遇助成のうち採用1年後に賃金をアップした 場合> OJT 訓練実施助成:1時間あたり1,000円 OFF-JT ①賃金助成:1時間あたり1,100円 ②訓練経費助成:(上限50万)</p>	

(※1)優遇助成は成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合に該当。

(※2)早期雇入れ支援の対象者に対して、職業訓練を実施した場合に上乗せとして支給。

中途採用
する・
起業する



中途採用等 支援助成金	※ I 中途採用拡大コース	中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用を拡大(①中途採用率の拡大、②45歳以上の方の初採用または、③情報公表+中途採用者数の拡大)を図る	【中途採用拡大助成】 ①の場合:50万円 (一定の要件を満たした場合70万円) ②の場合:60万円(60歳以上70万円) ③の場合:30万円 (一定の要件を満たした場合加算額20万円) 【生産性向上助成】(※3) ①の場合:25万円 ②の場合:30万円 ③の場合:15万円	職業 対策課
	II UIJターンコース	東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対してその採用活動費に要した経費の一部を助成 (地方創生推進交付金を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限る)	助成対象経費×1/2~1/3(上限100万円)	職業 対策課
	※ III 生涯現役起業支援コース	中高年齢者(40歳以上)が起業を行い、事業運営に必要となる労働者の雇入れ(※1)を行う際に要した、雇用創出措置(※2)に対して助成 (※1)60歳以上の者を1名以上、40歳以上60歳未満の者を2名以上、または40歳未満の者を3名以上(40歳以上60歳未満の者を1名雇入れる場合は40歳未満の者を2名以上) (※2)対象労働者の雇入れにあたり、事業主が行うべき措置であって、募集及び採用並びに教育訓練に関するもの	【雇用創出措置助成】 ・起業者が60歳以上の場合 助成率2/3(上限200万円) ・起業者が40歳~59歳の場合 助成率1/2(上限150万円) 【生産性向上助成】(※4) 上記により助成された額の25%の額	職業 対策課

(※3)中途採用計画の開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給。

(※4)雇用創出措置に係る計画書を提出した年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給。

新たに労働者を雇い入れる



特定求職者雇用開発助成金	I 特定就職困難者コース	高年齢者(60歳以上65歳未満)・障害者・母子家庭の母などの就職困難者を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 短時間	50万円～240万円 30万円～80万円	事務 センター
	II 生涯現役コース	65歳以上の高年齢者を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 短時間	60万円～70万円 40万円～50万円	
	III 被災者雇用開発コース	東日本大震災の被災地域におけ被災離職者等を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 短時間	50万円～60万円 30万円～40万円	
	IV 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	手帳を所持していない発達障害者・難治性疾患患者を雇い入れる	1人あたり 短時間以外 短時間	50万円～120万円 30万円～80万円	
	V 三年以内既卒者等採用定着コース	既卒者・中退者を新卒求人として、初めて雇い入れる (平成31年3月31日までに募集を行い、平成31年4月30日までに雇入れた場合・経過措置中)	【既卒者等コース】35万円～70万円 【高校中退者コース】40万円～80万円 ※各コース上限1名、ユースエール企業は10万円加算		
	VI 障害者初回雇用コース	中小企業において障害者を初めて雇い入れ、法定雇用率を達成した ※令和3年3月31日をもって廃止。 ※令和3年3月31日までに対象労働者を雇い入れている必要あり。(1人目の対象労働者の雇入れ日の翌日から起算して3か月以内に2人目以上の対象労働者を雇い入れ、法定雇用障害者数以上となる場合、1人目を令和3年3月31日までに雇い入れている必要あり。)	1企業当たり120万円		職業対策課

新たに
労働者を雇い
入れる



特定求職者雇用開発助成金	VII 就職氷河期世代安定雇用実現コース	いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃したこと等により、十分なキャリア形成がなされず、正規雇用就くことが困難な者(*)を正規雇用労働者として雇い入れる (*)次のいずれにも該当する者 ①雇入れ日現在の満年齢が35歳以上55歳未満の者 ②雇入れ日の前日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ雇入れ日の前日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者 ③紹介日時点で失業状態又は非正規雇用労働者であり、正規雇用労働者として雇用されることを希望している者 ④安定所等において個別支援等を受けていること	1人あたり50万円～60万円	事務センター
	VIII 生活保護受給者等雇用開発コース	地方公共団体からハローワークに対し就労支援の要請がなされた生活保護受給者等を継続して雇用する労働者として雇い入れる	1人あたり 短時間以外 50万円～60万円 短時間 30万円～40万円	
地域雇用開発助成金	※ I 地域雇用開発コース	雇用情勢が特に厳しい地域で、事業所を設置整備あるいは創業して地域求職者等を雇い入れる (令和3年度は、福島県全域が対象)	事業所の設置・整備費用、増加した支給対象者数に応じ、48万円～760万円 <60万円～960万円> ※創業、中小企業上乗せあり	事務センター
	II 沖縄若年者雇用促進コース	沖縄県内で事業所を設置整備して沖縄県内居住の35歳未満の若年者を雇い入れる	支給対象者に支払った賃金の1/4～1/3 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優良な場合は2年間) 2年目の助成額 支給対象者に支払った賃金の1/3～1/2	

新たに労働者を雇い入れる



トライアル雇用助成金	I 一般トライアルコース	職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者を試行的に雇い入れる	1人につき月額最大4万円(最長3か月) 母子母等、父子父、ユースエール企業が35歳未満の対象者をトライアル雇用対象者とした場合は月額最大5万円(最長3か月)	事務センター
	II 障害者トライアルコース	障害者を試行的・段階的に雇い入れる	【精神障害者の場合】(最長6か月) 助成額: 雇入れから3か月間1人につき月額8万円 雇入れから4か月以降1人につき月額4万円 【上記以外の場合】(最長3か月) ※ただし、テレワークによる勤務を行う者は、最大6か月まで延長可能。(期間延長分の支給はありません。) 助成額: 1人につき月額4万円	職業対策課
	III 障害者短時間トライアルコース	精神障害者・発達障害者で週の労働時間が10時間以上20時間未満の者を、試行的・段階的に雇い入れる	1人につき月額4万円(最長12か月)	
	VI 若年・女性建設労働者トライアル雇用助成コース	若年者(35歳未満)又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用をし、トライアル雇用助成金の支給を受けた中小建設事業主に対して助成	1人につき最大月額4万円(最長3か月)	事務センター
	V 新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者で、離職期間が3ヶ月を超え、かつ、就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を試行的に雇い入れる	【新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース】 1人につき月額最大4万円(最長3か月) 【新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース】 1人につき月額最大2.5万円(最長3か月)	

労働者の職業能力の向上を図る



人材開発支援助成金	※ I 特定訓練コース	OJTとOff-JTを組み合わせた訓練や若年者に対する訓練、労働生産性の向上に資するなど訓練効果が高い10時間以上の訓練へ助成	<p>【賃金助成】1時間あたり380円～760円 【訓練経費助成】実費相当額の30%～45% 【OJT実施助成】1時間あたり380円～665円</p> <p>※生産性向上助成(※5) 【賃金助成】1時間あたり100円～200円 【訓練経費助成】実費相当額の15% 【OJT実施助成】1時間あたり100円～175円</p>	職業対策課
	※ II 一般訓練コース	職務に関連した知識・技能を習得させるための20時間以上の訓練へ助成	<p>【賃金助成】1時間あたり380円 【訓練経費助成】実費相当額の30%</p> <p>※生産性向上助成(※5) 【賃金助成】1時間あたり100円 【訓練経費助成】実費相当額の15%</p>	
	※ III 教育訓練休暇付与コース	<p>①有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合助成 ②有給又は無休の長期の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合助成</p>	<p>①の場合 【定額助成】30万円 ②の場合 【経費(定額)助成】20万円 【賃金助成(*)】1人1日あたり6,000円</p> <p>(*)最大150日分、企業全体の被保険者数が100人未満の企業は1名分、同100人以上の企業は2名分が上限、当該休暇取得期間に、当該休暇を取得する被保険者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金額を支払う事業主のみ対象</p> <p>※生産性向上助成 ①の場合 【定額助成】6万円 ②の場合(※6) 【経費(定額)助成】4万円 【賃金助成】1,200円</p>	

(※5) 訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給。

労働者の 職業能率 の向上を 図る	人材開発 支援助成金	※ IV 特別育成訓練コース	有期契約労働者等に対して職業訓練を行う	【OFF-JT賃金助成】 1時間あたり475円～760円 【OFF-JT訓練経費助成】 訓練時間数に応じて1人あたり 実費相当額(7万～30万) 【OJT訓練実施助成】 1時間あたり665円～760円 ※生産性向上助成(※5) 【OFF-JT賃金助成】 1時間あたり125円～200円 【OJT訓練実施助成】 1時間あたり175円～200円	職業 対策課
		※ V 建設労働者認定訓練コース	①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主又は中小建設事業主団体 ②建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主に助成	①の場合 【経費助成】 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における補助対象経費の1/6 ②の場合 【賃金助成】1人あたり日額3,800円 ※生産性向上助成(※5) ②の場合 【賃金助成】1人あたり日額1,000円	
		※ VI 建設労働者技能実習コース	建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に助成	【経費助成(建設事業主)】 ①20人以下の中小建設事業主:支給対象費用の3/4 ②21人以上の中小建設事業主 35歳未満 支給対象費用の7/10 35歳以上 支給対象費用の9/20 ③中小建設事業主以外の建設事業主:支給対象費用の3/5(女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る) <div style="text-align: right;">次頁に続く</div>	

(※5) 訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給。

労働者の職業能力の向上を図る



人材開発支援助成金	※ VI 建設労働者技能実習コース	建設労働者に有給で技能実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に助成	【経費助成(建設事業主団体)】 ①中小建設事業主団体:支給対象費用の4/5 ②中小建設事業主団体以外の建設事業主団体:支給対象費用の2/3(女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る) 【賃金助成】(最長20日間) ①20人以下の中小建設事業主:1人あたり日額8,550円(建設キャリアアップシステム技能者情報登録者9,405円) ②21人以上の中小建設事業主:1人あたり日額7,600円(建設キャリアアップシステム技能者情報登録者8,360円) ※生産性向上助成(※5) 【経費助成(建設事業主)】 支給対象費用の3/20 【賃金助成】 ①20人以下の中小建設事業主:1人あたり日額2,000円 ②21人以上の中小建設事業主:1人あたり日額1,750円	職業 対策課
	VII 障害者職業能力開発コース	障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成。	【施設設置費】支給対象費用の3/4 【運営費】支給対象費用の3/4 (重度障害者等は4/5)	職業 対策課

(※5) 訓練開始日の前年度から3年度経過後に申請し、生産性を向上させた場合(伸び率が6%以上のみ)に支給。

仕事と
家庭の
両立支援
に取り組む



両立支援等助成金	※ I 出生時両立支援コース (子育てパパ支援助成金)	① 男性労働者の育休取得 ② 育児目的休暇の導入・取得 男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、一定期間の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に助成	①男性労働者の育休取得 ・1人目の育児休業 中小企業 57万円<72万円> (個別支援加算) 10万円<12万円> 中小企業以外 28.5万円<36万円> (個別支援加算) 5万円<6万円> ・2人目以降の育児休業 14.25万円~33.25万円(取得日数に応じて) <18万円~42万円> (個別支援加算) 中小企業 5万円<6万円> 中小企業以外 2.5万円<3万円> ②育児目的休暇の導入・取得 中小企業 28.5万円 <36万円> 中小企業以外 14.25万円<18万円>	雇用環境・ 均等室
	II 介護離職防止支援コース	※(A) 介護休業 ※(B) 介護両立支援制度 (C)新型コロナウイルス感染症対応特例 「介護支援プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた(A)、または介護のための柔軟な就労形態の制度(介護両立支援制度)の利用者が生じた(B)中小企業事業主に助成 (C)新型コロナウイルス感染症への対応として、家族を介護するための有給休暇制度を設け、当該休暇の利用者が生じた中小事業主に助成	(A)介護休業 取得時 28.5万円<36万円> 復帰時 28.5万円<36万円> (B)介護両立支援制度 1人あたり28.5万円<36万円> (C)新型コロナウイルス感染症対応特例 有給休暇取得日数5日以上10日未満 20万円 有給休暇取得日数10日以上 35万円	

仕事と
家庭の
両立支援
に取り組む



両立支援等助成金	Ⅲ 育児休業等支援コース	※ 育休取得時・職場復帰時	(A)休業取得時 (B)職場復帰時 「育休復帰プラン」を作成し、プランに沿って労働者の円滑な育児休業の取得・職場復帰に取り組む、育児休業を取得した労働者が生じた中小企業事業主に助成	(A)休業取得時 <u>28.5万円<36万円></u> (B)職場復帰時 <u>28.5万円<36万円></u> (職場支援加算)19万円<24万円>	雇用環境・均等室
		※ 代替要員確保時	育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に助成	支給対象労働者1人当たり <u>47.5万円<60万円></u> (有期雇用労働者の場合に加算) 9.5万円<12万円>	
		※ 職場復帰後支援	(A)制度導入時 (B)制度利用時	(A)制度導入時 <u>28.5万円<36万円></u>	
			育児休業から復帰後、仕事を育児の両立が特に困難な時期にある労働者のため、法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に助成	(B)制度利用時 (a)子の看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 (b)保育サービス費用補助制度 実費の2/3	
	新型コロナウイルス感染症対応特例	新型コロナウイルス感染症の影響による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇の利用者が出た事業主に対して助成	対象労働者1人当たり <u>5万円</u>		
※ Ⅳ 女性活躍加速化コース	中小企業事業主が女性職員の活躍に関する状況把握・課題分析を行った上で、「女性活躍推進法」に基づき、課題解決に相応しい取組目標及び数値目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定・公表し、取組目標を実施したことにより、数値目標を達成した場合に助成	<u>47.5万円<60万円></u>			

仕事と家庭の
両立支援
に取り組む



両立支援等助成金	<p>※ V 不妊治療コース</p>	<p>不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度(①不妊治療のための休暇制度(特定目的、多目的とも可)、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制度、⑥テレワーク)の利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度や①～⑥の両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対して助成</p>	<p>①環境整備、休暇の取得等 「不妊治療プラン」を策定し、不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの調査や、利用できる休暇制度等の周知を行い、当該プランに基づき、休暇制度・両立支援制度を合計5日(回)以上対象労働者に取得又は利用させた事業主</p> <p>1事業主あたり 28.5万円 <36万円></p> <p>②長期休暇の加算 連続20日以上休暇を取得し、現職復帰後3か月以上継続勤務させた場合</p> <p>1人あたり 28.5万円 <36万円></p>	雇用環境・均等室
	<p>VI 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)が取得できる有給(年次有給休暇で支払われる賃金相当の6割以上)の休暇制度(年次有給休暇を除く)を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に対して助成。</p>	<p>対象労働者1人当たり28.5万円</p> <p>①対象労働者 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として休業が必要な妊娠中の女性労働者(雇用保険被保険者に限る)</p> <p>②新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の告示の適用期間 令和3年4月1日～令和4年1月31日</p>	
<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇制度導入助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指示により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を休暇を5日以上取得させた事業主に助成。</p>	<p>1事業場につき1回限り15万円</p>		

労働者の
雇用環境
整備を図る
(障害者等
関係)



<p>職場適応援助者助成金</p>	<p>職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する</p>	<p>【職場適応援助者による支援】 ①訪問型職場適応援助者 1日の支援時間が4時間以上の日16,000円 (精神障害者は3時間以上) 1日の支援時間が4時間未満の日8,000円 (精神障害者は3時間未満) ※助成対象期間は1年8ヵ月(精神障害者は2年8ヵ月)が上限 ②企業在籍型職場適応援助者 ・精神障害者の支援 1人あたり月額9万円～12万円 短時間労働者は、月額5万円～6万円 ・精神障害者以外の支援 1人あたり月額6万円～8万円 短時間労働者は、月額3万円～4万円 ※助成対象期間は6ヵ月が上限 【職場適応援助者養成研修】 職場適応援助者養成研修受講料×1/2</p>	<p>(独)高 齢・障害・ 求職者雇 用支援機 構</p>
<p>障害者作業施設設置等助成金</p>	<p>障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する</p>	<p>支給対象費用の2/3</p>	
<p>障害者福祉施設設置等助成金</p>	<p>障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する</p>	<p>支給対象費用の1/3</p>	

労働者の
雇用環境
整備を図る
(障害者等
関係)



<p>障害者介助等助成金</p>	<p>障害者の雇用管理のために必要な介助者等の配置等を実施する</p>	<p>【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳、要約筆記等担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4 【障害者相談窓口担当者の配置等】 ・担当者の増配置 担当者1人あたり月額8万円 ・相談業務以外も従事 担当者1人あたり月額1万円 ・研修の受講 受講費:障害者専門機関等に支払った額の2/3 賃金:担当者1人あたり1時間につき700円 ・障害者専門機関等への委嘱 対象経費の2/3 【職場支援員の配置】 ・職場支援員を雇用契約により配置 1人あたり月額4万円(中小企業以外月額3万円) 短時間労働者は、月額2万円(中小企業以外月額1.5万円) ※職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限 ・職場支援員を委嘱契約により配置 委嘱による支援1回あたり1万円(最大月4万円が上限) ※助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限 【職場復帰支援】 1人あたり月額6万円(中小企業以外月額4.5万円) さらに、職種転換等に伴い、新たな職務の遂行に必要な基本的な知識・技術を習得するための講習を実施した場合に、要した経費に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円(中企業以外2万円) 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円(中小企業以外4.5万円) 20万円以上 1事業所あたり12万円(中小企業以外9万円)</p>	<p>(独)高 齢・障害・ 求職者雇 用支援機 構</p>
<p>重度障害者等通勤対策助成金</p>	<p>障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を実施する</p>	<p>支給対象費用の3/4</p>	
<p>重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金</p>	<p>重度障害者を多数継続(10人以上継続1年を超えて)雇用する事業施設の整備等を実施する</p>	<p>支給対象費用の2/3 (特例の場合3/4)</p>	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



人材確保等 支援助成金	※ I 雇用管理制度助成コース	雇用管理制度(諸手当等制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))の導入を通じて離職率の低下を図る	【目標達成助成】57万円<72万円>	職業 対策課
	※ II 介護福祉機器助成コース	介護労働者の身体的負担軽減のため新たな介護福祉機器の導入等を通じて、従業員の離職率の低下を図る	【機器導入助成】令和3年3月31日で廃止 【目標達成助成】支給対象費用の20%(上限150万円)<35%(上限150万円)> 目標達成助成は一定期間経過後に離職率低下目標を達成した場合	
	III 中小企業団体助成コース	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を行う	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上):上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満):上限800万円 小規模認定組合等(同100未満):上限600万円	
	※ IV 人事評価改善等助成コース	生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る	【制度整備助成】令和3年3月31日で廃止 【目標達成助成】80万円 ※目標達成助成は人事評価制度等整備計画の認定申請時から3年経過後に申請し、生産性要件(伸び率6%以上のみ)、賃金アップ、離職率低下を実現した場合	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る




人材確保等 支援助成金	<p>※ V 雇用管理制度助成コース (建設分野)</p>	<p>①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主に対して助成 ②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成</p>	<p>①の場合 1回目:57万円<72万円> 2回目:85.5万円<108万円> ②の場合 10万円/年増額した場合 1人あたり年額6.65万円<8.4万円> 5万円/年増額した場合 1人あたり年額3.32万円<4.2万円> (最長3年間)</p>	職業 対策課
	<p>※ VI 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)</p>	<p>①若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体に対して助成 ②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p>	<p>①の場合 【建設事業主】 支給対象経費の9/20~3/5 <3/5~3/4> 【建設事業主団体】 支給対象経費の1/2~2/3 ②の場合 支給対象経費の2/3</p>	
	<p>※ VII 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)</p>	<p>①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主に対して助成 ②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主に対して助成 ③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成</p>	<p>①の場合 支給対象経費の2/3 ②の場合 支給対象経費の3/5<3/4> ③の場合 支給対象経費の1/2</p>	
	<p>※ XI 外国人労働者就労環境整備助成コース</p>	<p>外国人労働者を雇用する事業主で、外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備措置(雇用労務責任者の選任、就業規則等の社内規程の多言語化、苦情・相談体制の整備、一時帰国のための休暇制度、社内マニュアル・標識類等の多言語化)の導入を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して助成</p>	<p>【対象となる事業主が対象となる措置を実施した場合】 支給対象経費の1/2(上限額57万円) <2/3(上限額72万円)></p>	
	<p>XII テレワークコース</p>	<p>良質なテレワークを新規導入し、実施する中小事業主に対して助成。</p>	<p>①機材等導入助成 支給対象経費の30% (上限額100万円又は20万円×対象労働者) ②目標助成額 支給対象経費の20%<35%> (上限額100万円又は20万円×対象労働者)</p>	雇用環境・ 均等室

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



<p>65歳超雇用推進助成金</p>		<p>通年雇用助成金</p>	<p>季節労働者を通年雇用する ①事業所内就業・事業所外就業 ②休業 ③業務転換 ④職業訓練 ⑤新分野進出 ⑥季節トライアル雇用</p>	<p>①の場合 ・新規継続労働者 賃金の2/3 (年額上限71万円) ・継続、再継続労働者 賃金の1/2 (年間上限54万円) ・移動就労経費 事業主が負担した経費の合計について対象者 1人について移動距離に応じ3万円～15万円 ②の場合 第1回目:休業手当と賃金の1/2(上限71万円) 第2回目:休業手当と賃金の1/3(上限54万円) ③の場合 支払った賃金の1/3(上限71万円) ④の場合 季節的業務:支給対象経費の1/2(上限3万円) 季節的業務以外:支給対象経費の2/3(上限4万円) ⑤の場合 支給対象経費の1/10(上限500万円) ⑥の場合 支払った賃金の1/2(減額あり)(上限71万円)</p>	<p>職業 安定課</p>
		<p>I 65歳超継続雇用促進コース</p>	<p>65歳以上への定年の引き上げ、定年の定め の廃止又は66歳以上までの継続雇用制度を 導入する</p>	<p>【①65歳への定年の引上げ】10～150万円 【②66歳以上への定年の引上げ】15～160万円 【③定年の定め廃止】20～160万円 【④希望者全員を66歳～69歳の年齢まで継続雇 用する制度導入】5～80万円 【⑤希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度 導入】10～100万円 ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実 施した場合、支給額はいずれか高い額</p>	<p>(独)高 齢・障害・ 求職者雇 用支援機 構</p>
<p>※ II 高年齢者評価制度等雇用 管理改善コース</p>	<p>高年齢者の雇用環境整備の措置(*)を実施 する事業主に対して助成 *高年齢者の雇用機会を増大するための雇用管 理制度の見直しまたは導入及び健康診断を実施 するための制度導入</p>	<p>支給対象経費の45%～60%(上限30万円) <支給対象経費の60%～75%(上限30万 円)></p>			
<p>※ III 高年齢者無期雇用転換 コース</p>	<p>50歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者 を無期雇用に転換する</p>	<p>1人あたり38万円～48万円<48万円～60万 円></p>			

労働者の 雇用環境 の整備を 図る			高年齢労働者処遇改善促進助成金	60歳から64歳までの高年齢労働者に適用される賃金規定等を増額改定する	事業所に雇用される労働者に係る、賃金規定等改定前後を比較した高年齢雇用継続基本給付金の減少額に以下の助成率を乗じた額を支給 【令和3年度又は令和4年度】 4/5 (中小企業以外 2/3) 【令和5年度又は令和6年度】 2/3 (中小企業以外 1/2)	職業 対策課	
			キャリアアップ助成金	※ I 正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用する (1)正規雇用等へ転換した際、転換前の6か月と転換後の6か月の賃金総額を比較し、3%以上増額していること(諸手当含む総額。ただし、通勤手当、時間外労働手当(固定残業代含む)、歩合給など除く) (2)有期契約労働者からの転換の場合、対象労働者が転換前に事業主で雇用されていた期間は3年以下に限る	①有期→正規 42.75万円～57万円 <54万円～72万円> ②有期→無期 21.375万円～28.5万円 <27万円～36万円> ③無期→正規 21.375万円～28.5万円 <27万円～36万円> (いずれも1人あたり) 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む 派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用の場合加算あり 対象労働者が母子母、父子父の場合加算あり 勤務地・職務限定正社員制度、短時間正社員制度を新たに規定した場合加算あり	職業 対策課
			※ II 賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(*)し、昇給を図る * 賃金規定等を2%以上増額改定	①すべての有期契約労働者等の賃金規定等を改定 1人～3人: 71,250円～95,000円 <90,000円～120,000円> 4人～6人: 142,500円～190,000円 <180,000円～240,000円> 7人～10人: 190,000円～285,000円 <240,000円～360,000円> 11人～100人: 1人あたり19,000円～28,500円 <1人あたり24,000円～36,000円>	職業 対策課	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



キャリア アップ 助成金	※ II 賃金規定等改定コース	有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定 (*)し、昇給を図る * 賃金規定等を2%以上増額改定	②一部の有期契約労働者等の改定 1人~3人:33,250円~47,500円 <42,000円~60,000円> 4人~6人:71,250円~95,000円 <90,000円~120,000円> 7人~10人:95,000円~142,500円 <120,000円~180,000円> 11人~100人:1人あたり9,500円~14,250円 <12,000円~18,000円> 中小企業において3%以上増額改定した場合 加算あり 職務評価を活用して増額改定した場合加算あり	職業 対策課
	※ III 賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等に正規雇用労働者と共通 の賃金規定等を新たに規定・適用する	1事業所あたり42.75万円~57万円 <54万円~72万円> 対象労働者2人目以降加算あり	
	※ IV 諸手当制度等共通化コース	有期契約労働者等に正規雇用労働者と共通 の諸手当制度等を新たに規定・適用する または、有期契約労働者等に法定外の健康診 断制度を新たに規定・実施する	1事業所あたり28.5万円~38万円 <36万円~48万円> 対象労働者2人目以降加算あり 諸手当2つ目以降加算あり	
	※ V 選択的適用拡大導入時処 遇改善コース	労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置 により、有期契約労働者等を新たに被保険者 とし、賃金引上げを実施する	賃金引上げ割合に応じて、1人あたり 2%以上:14,000円~19,000円 <18,000円~24,000円> 3%以上:22,000円~29,000円 <27,000円~36,000円> 5%以上:36,000円~47,000円 <45,000円~60,000円> 7%以上:50,000円~66,000円 <63,000円~83,000円> 10%以上:71,000円~94,000円 <89,000円~119,000円> 14%以上:99,000円~132,000円 <125,000円~166,000円>	

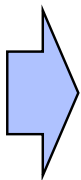
労働者の 雇用環境 の整備を 図る	キャリア アップ 助成金	※ VI 短時間労働者労働時間延長コース	短時間労働者の週所定労働時間を延長し、社会保険に加入させた場合	<p>【週所定労働時間を5時間以上延長した場合】 1人あたり169,000円～225,000円 <213,000円～284,000円></p> <p>【労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を1時間以上5時間未満延長した場合】 1人あたり 1時間以上2時間未満:34,000円～ 45,000円 <43,000円～57,000円> 2時間以上3時間未満:68,000円～ 90,000円 <86,000～114,000円> 3時間以上4時間未満:101,000円～ 135,000円 <128,000～170,000> 4時間以上5時間未満:135,000円～ 180,000円 <170,000～227,000円></p>	職業 対策課
		VII 障害者正社員化コース	障害者の雇用を促進し職場定着を図る場合助成	<p>【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 1人あたり 有期→正規 60万×2期(大企業45万×2期) 有期→無期 30万×2期(大企業22.5万×2期) 無期→正規 30万×2期(大企業22.5万×2期)</p> <p>【上記以外の障害者】 1人あたり 有期→正規 45万×2期 (大企業1期は33.5万 2期は34万) 有期→無期 22.5万×2期(大企業16.5万×2期) 無期→正規 22.5万×2期(大企業16.5万×2期)</p>	

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



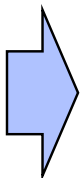
働き方改革推進支援助成金		※ 業務改善助成金	<p>中小企業、小規模事業者が事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練)などを行った場合に、その費用の一部を助成</p>	<p>【20円コース、30円コース、45円コース、60円コース、90円コース】</p> <p>(事業場内最低賃金900円未満) 業務改善経費の4/5<9/10> (事業場内最低賃金900円以上) 業務改善経費の3/4<4/5></p> <p>上限は引き上げ人数に応じ決定 ・20円コース 20万円~80万円 ・30円コース 30万円~120万円 ・45円コース 45万円~180万円 ・60円コース 60万円~300万円 ・90円コース 90万円~600万円</p>	雇用環境・均等室
		I 労働時間短縮・年休促進支援コース	<p>助成対象の取組を行い、労働時間の短縮や、年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備として以下の何れかの目標を1つ以上実施した中小企業事業主に助成</p> <p>①36協定に月の時間外労働時間数の縮減 ②特別休暇の整備 ③時間単位の年休の整備</p>	<p>取組経費の3/4~4/5</p> <p>上限は成果目標の達成状況に応じて決定 ①50万円または100万円 ②50万円 ③50万円 (※賃金引き上げの場合、別途加算額あり)</p>	雇用環境・均等室
II 勤務間インターバル導入コース	<p>労働者の健康保持や過重労働の防止のため、助成対象の取組を行い、新規に9時間以上の勤務間インターバル制度を導入等した中小企業事業主に助成</p>	<p>取組経費の3/4~4/5</p> <p>上限は勤務間インターバル時間数に応じて決定 9時間以上11時間未満 80万円 11時間以上 100万円 (※賃金引き上げの場合、別途加算額あり)</p>			

労働者の
雇用環境
の整備を
図る



働き方改革推進支援助成金	Ⅲ 労働時間適正管理推進コース	<p>労務・労働時間の適正管理を推進し、労働時間等の設定の改善の成果を上げた中小事業主に助成</p> <p>(※新たに勤怠・賃金計算等をリンクさせたITシステムを用いた時間管理方法の導入等が必要)</p>	<p>上限 50万円 (※賃金引き上げの場合、別途加算額あり)</p>	雇用環境・均等室
	Ⅳ 団体推進コース	<p>事業主団体が傘下企業の生産性向上のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた助成対象の取組を行い、傘下企業のうち1/2を超える企業について、その取組又は取組結果を活用する事業主団体に助成</p> <p>※事業主団体:3者以上で構成 共同事業主:10者以上で構成 (ともに、1年以上の活動実績を要する)</p>	<p>定額</p> <p>上限 500万円 複数地域で構成する事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合 1,000万円</p>	

労働者の雇用環境の整備を図る



受動喫煙防止対策助成金		事業場内の喫煙室以外での喫煙を禁止するために、喫煙室等を設置する取り組みを行う。	喫煙室の整備に係る経費の1/2 (上限100万円)	健康安全課
産業保健関係助成金	I 健康保持増進計画助成金	事業場が、「事業所における労働者の健康保持増進のための指針」に基づき、健康保持増進計画を作成し、健康保持増進措置を実施した場合に助成	10万円を上限として、健康測定・健康指導・研修等の費用の実施額(将来にわたって1回限り)	独立行政法人労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課
	II ストレスチェック助成金	小規模事業場がストレスチェック等を実施する	(1)ストレスチェックの実施費用 1従業員につき500円 (2)ストレスチェックに係る医師による活動費用 1事業場あたり1回の活動につき21,500円	
	III 職場環境改善計画助成金	ストレスチェックの集団分析の結果を活用し、職場環境の改善を行う	・専門家の指導費用 1事業場あたり100,000円を上限	
	IV 心の健康づくり計画助成金	心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施する	・助成対象:「心の健康づくり計画」を作成、周知、実施、確認等の取組を全て実施 ・助成金額:1法人又は1個人事業主あたり、一律100,000円	
	V 小規模事業場産業医活動助成金	小規模事業場が産業医・保健師と契約し、産業保健活動を行う	・助成対象:産業医活動又は産業保健活動に係る契約の締結等 ・助成金額:6か月以上の継続的な産業医(産業保健)活動に係る契約に対して、6か月あたり一律100,000円	
	VI 治療と仕事の両立支援助成金	傷病の特性に応じた治療と仕事を両立するための制度の導入または活用を行う	・助成対象:両立支援コーディネーターの配置と、両立支援制度の導入を新たに行っていること。 ・助成金額:1法人又は1個人事業主あたり、一律200,000円	
	VII 副業・兼業労働者の健康診断助成金	副業・兼業労働者に対して一般健康診断を実施する	・助成対象:一般健康診断費用 ・助成金額:1副業・兼業労働者あたり10,000円(1事業場あたり100,000円を上限)	
既存不適合機械等更新支援補助金		既存不適合機械等を、最新の構造規格に適合した機械等への回収又は買換を行う	・フルハーネス型安全帯 1本あたりの上限 10,000円 ・積載形トラッククレーン過負荷防止装置 1機あたりの上限 500,000円	建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター
エイジフレンドリー補助金		高齢者を対象とする安全衛生確保に係る取組を実施する	・補助対象:高齢労働者のための職場環境改善に要した経費 ・補助率:1/2 ・上限額:100万円	(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 エイジフレンドリー補助金事務センター
有害物ばく露防止対策補助金		屋内で行われる金属アーク溶接等作業について、法令を適用を前に溶接ヒューム濃度の測定を行う事業者費用の一部を支援する	・補助対象:作業環境測定機関に委託する溶接ヒューム濃度の測定に要する経費 ・補助率:経費の1/2 ・上限額:1人あたり2万円、1作業場4万円	(公社)全国労働衛生団体連合会

機 関 名 称	所 在 地	担当部署名	代表ダイヤル
福島労働局	〒960-8021 福島市霞町1-46 福島合同庁舎	職業対策課 (合同庁舎4階)	TEL024-529-5409
		職業安定課 (合同庁舎4階)	TEL024-529-5338
		雇用環境・均等室 (合同庁舎5階)	TEL024-536-2777
		健康安全課 (合同庁舎5階)	TEL024-536-4603
	〒960-8051 福島市曾根田町10-24	雇用調整助成金等 事務センター	TEL024-529-5681
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福島支部	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	TEL024-526-1510	
独立行政法人 労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部 産業保健業務指導課	〒211-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1-1 事務管理棟	TEL0570-783046	

<p>建設業労働災害防止協会 更新支援補助金事務センター</p>	<p>〒108-0073 東京都港区三田3-11-36 三田日東ダイビル8階</p>	<p>TEL03-6275-1085</p>
<p>一般社団法人 日本労働安全衛生 コンサルタント会 エイジフレン ドリー補助金事務センター</p>	<p>〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階</p>	<p>TEL03-6381-7507</p>
<p>公益社団法人 全国労働衛生団体連合会</p>	<p>〒108-0014 東京都港区芝4-11-5 田町ハラビル5階</p>	<p>TEL03-6809-5855</p>